資料３

滝川市防災会議

新　旧　対　照　表

滝川市地域防災計画

滝川市地域防災計画新旧対照表

現　　行

第１章　総則

（略）

第６節

３　災害の概要

過去における災害の主な記録

発生年月日	災害の概要	被害	
（略）	（略）	（略）	（略）
H.16.9.8	台風18号による強風で被害を受けた。	重傷者 軽症者 半壊家屋 一部破損家屋 公営住宅一部破損 非住家一部破損 農作物 営農施設	9名 5名 4戸 141戸 319戸 422件 2,826ha 357か所
（略）	（略）	（略）	（略）
H.22.8.24	低気圧の影響による大雨で被害を受けた。 ・総雨量107mm、時間最大54mm(観測史上最大) ・避難所1か所（幸町地区コミュニティセンター）	床上浸水 床下浸水 中小河川 道路 文教施設 公共施設	2戸 29戸 6か所 8か所 2か所 1か所
H.23.8.14	低気圧の影響による大雨で被害を受けた。 総雨量97.5mm、3時間降水量80mm(観測史上最大)、時間最大39mm	中小河川 道路	2か所 1か所
H.23.9.2 ～9.5	台風12号による大雨で被害をうけた。 総雨量216.5mm、時間最大31mm	中小河川 道路 公共施設	17か所 14か所 3か所
（略）	（略）	（略）	（略）
H27.10.1 ～10.2	低気圧の影響による強風で被害を受けた。 最大風速　　18.1m/ｓ 瞬間最大風速28.8m/ｓ	一部損壊家屋 非住家一部損壊 田 畑 営農施設 街路樹倒木	2戸 1棟 0.1ha 5.0ha 2か所 17本

修　正　案

第１章　総則

（略）

第６節

３　災害の概要

過去における災害の主な記録

発生年月日	災害の概要	被害	
（略）	（略）	（略）	（略）
H.16.9.8	台風18号による強風で被害を受けた。 （災害対策本部設置） 滝川消防署データより 平均風速19m／ｓ（10分平均） 最大瞬間風速38.7m／ｓ（午前９時39分）	重傷者 軽症者 半壊家屋 一部破損家屋 公営住宅一部破損 非住家一部破損 農作物 営農施設	9名 5名 4戸 141戸 319戸 422件 2,826ha 357か所
（略）	（略）	（略）	（略）
H.22.8.24	低気圧の影響による大雨で被害を受けた。 ・総雨量107mm、1時間雨量最大54mm(観測史上最大) ・避難所1か所（幸町地区コミュニティセンター）	床上浸水 床下浸水 中小河川 道路 文教施設 公共施設	2戸 29戸 6か所 8か所 2か所 1か所
H.23.8.14	低気圧の影響による大雨で被害を受けた。 総雨量97.5mm、3時間降水量80mm(観測史上最大)、1時間雨量最大39mm	中小河川 道路	2か所 1か所
H.23.9.2 ～9.5	台風12号による大雨で被害をうけた。 総雨量216.5mm、1時間雨量最大31mm	中小河川 道路 公共施設	17か所 14か所 3か所
（略）	（略）	（略）	（略）
H27.10.1 ～10.2	低気圧の影響による強風で被害を受けた。 最大風速　　18.1m/ｓ 最大瞬間風速28.8m/ｓ	一部損壊家屋 非住家一部損壊 田 畑 営農施設 街路樹倒木	2戸 1棟 0.1ha 5.0ha 2か所 17本
H27.10.8	台風第23号による強風で被害を受けた。 最大風速　　10.1m/ｓ	一部損壊家屋 非住家一部損壊	1戸 3件

備　考

H27.10.8	台風第23号による強風で被害を受けた。 最大風速　　10.1m/ｓ 瞬間最大風速17.5m/ｓ	一部損壊家屋 非住家一部損壊 街路樹の倒木	1戸 3件 8本
（略）	（略）	（略）	（略）
H28.8.30	台風第10号の影響による強風で被害を受けた。 最大風速　　10.2m/ｓ 瞬間最大風速23.0m/ｓ	一部損壊住家 非住家一部損壊 田 畑 営農施設 街路樹倒木 公園樹倒木	2戸 1棟 0.1ha 5.0ha 2棟 17本 3本

（略）	（略）	（略）	（略）
H28.8.30	台風第10号の影響による強風で被害を受けた。 最大風速　　10.2m/ｓ 最大瞬間風速23.0m/ｓ	一部損壊住家 非住家一部損壊 田 畑 営農施設 街路樹倒木 公園樹倒木	2戸 1棟 0.1ha 5.0ha 2棟 17本 3本
H29.4.18	低気圧接近に伴う強風 最大風速　　11.8m／ｓ 最大瞬間風速 19.4m／ｓ	一部損壊住家 非住家全壊 農業被害 共同利用施設 （滝川市肥育センター屋根剥離及び牧野管理事務所シャッター破損） 営農施設 公園樹倒木	2 戸 1 戸 2 棟 118 棟 6 本
H29.9.18	台風 18 号に伴う強風（災害対策本部設置） 最大風速　　12.6m／ｓ 最大瞬間風速 24.1m／ｓ	一部損壊住家 商工被害	4 戸 2 戸
	自主避難所開設（滝川市スポーツセンター） 避難者 1 名		
H29.11.11	低気圧に伴う強風 最大風速　　14.9m／ｓ 最大瞬間風速 24.7m／ｓ	一部損壊住家 非住家全壊 旧東栄小学校（屋根一部飛散）	3 戸 2 棟 1 棟
H30.2.14 ～2.19	大雪（災害対策本部設置） 最高積雪深 2 月 23 日 167 ㎝ 市内路線バス運休	一部損壊住家 一部損壊（市営住家） 非住家全壊 非住家半壊 公共文教施設被害 （雪庇落下ガラス破損） 土木被害（公園被害）	18 戸 3 戸 6 戸 1 戸 5 校 15 枚 1 か所
H30.7.3 ～7.6	前線による大雨（災害対策本部設置） 1 時間雨量最大 24.5mm はん濫注意水位超過（橋本町、赤平） 緊急速報メール配信（プッシュ型配信）	農業被害（田） 農業被害（畑） 土木被害 （東 15 丁目江部乙川左岸洗堀（40m）） 石狩川河川敷野球場	22.59ha 59.68ha 1 か所

<table>
<tr>
<td>第２章　防災組織
（略）
第２節　災害対策本部
（略）
２　本部の設置基準等
（１）　（略）
（２）本部の設置場所
本部は、滝川市庁舎に設置する。市庁舎が災害等により被災し本部機能を有しなくなったとき、又はその恐れがあるときは、滝川市スポーツセンターに本部を設置する。
（３）　（略）
（４）　（略）</td>
<td>
<table>
<tr><td>H30.9.4
～9.5</td><td>台風 21 号による強風（災害対策本部設置）
最大風速　　12.6m／ｓ
最大瞬間風速 24.1m／ｓ</td><td>一部損壊住家
商工被害
公共文教施設被害
公園樹倒木</td><td>8 戸
4 戸
3 校
6 本</td></tr>
<tr><td>H30.9.6</td><td>平成 30 年北海道胆振東部地震
（災害対策本部設置 9/6～9/19）
地震による被害はほとんどないが、大規模停電（ブラックアウト）により市民活動や企業活動に大きな影響があった。
1.避難所開設 3 か所（延べ避難者数 90 名）
滝川市スポーツセンター、農村環境改善センター、東滝川地区転作研修センター
2.配食（避難所 3 か所、市役所）計 4 か所
3.自衛隊派遣（炊出し支援、入浴支援）
4.その他　給水支援、充電支援ほか</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="4">第２章　防災組織
（略）
第２節　災害対策本部
（略）</td></tr>
</table>
</td>
<td>Ｐ2-3

Ｐ2-6</td>
</tr>
</table>

別表第１

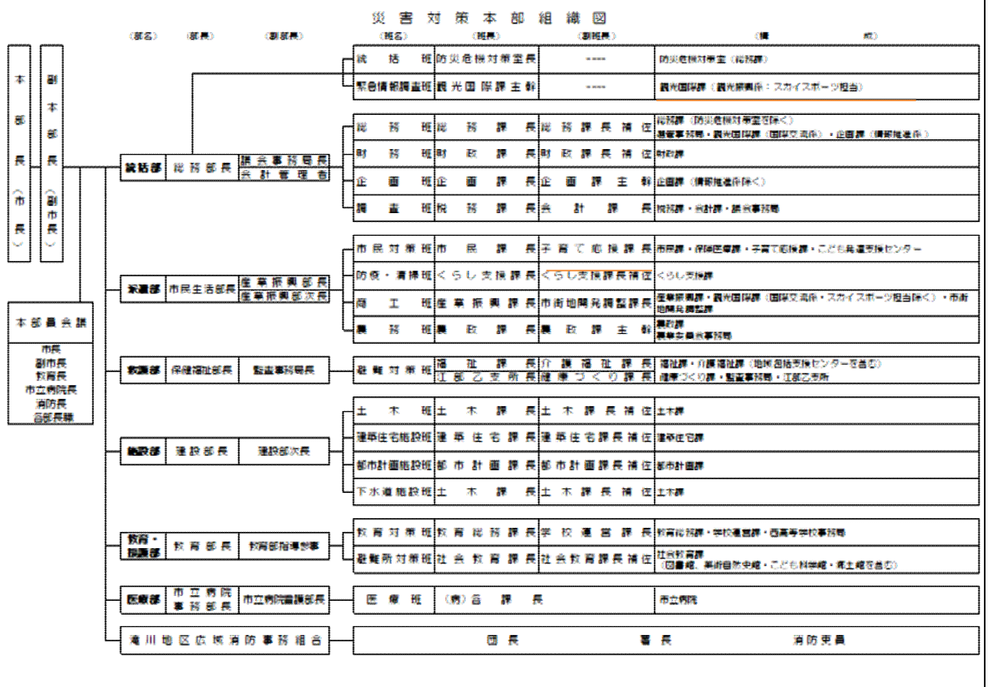

第３章　災害情報通信計画

（略）

第２節　災害通信計画

１　（略）

２　（略）

３　専用無線施設の利用（副通信系統）

（１）　（略）

（２）　消防による通信

滝川地区広域消防事務組合消防本部・署及び消防車に設備されている無線を利用して、情報の収集及び応急措置命令の連絡通信を行う。

（３）　（略）

（４）　（略）

（５）　（略）

第３節　災害情報等の報告、収集及び伝達計画

２　本部の設置基準等

（１）　（略）

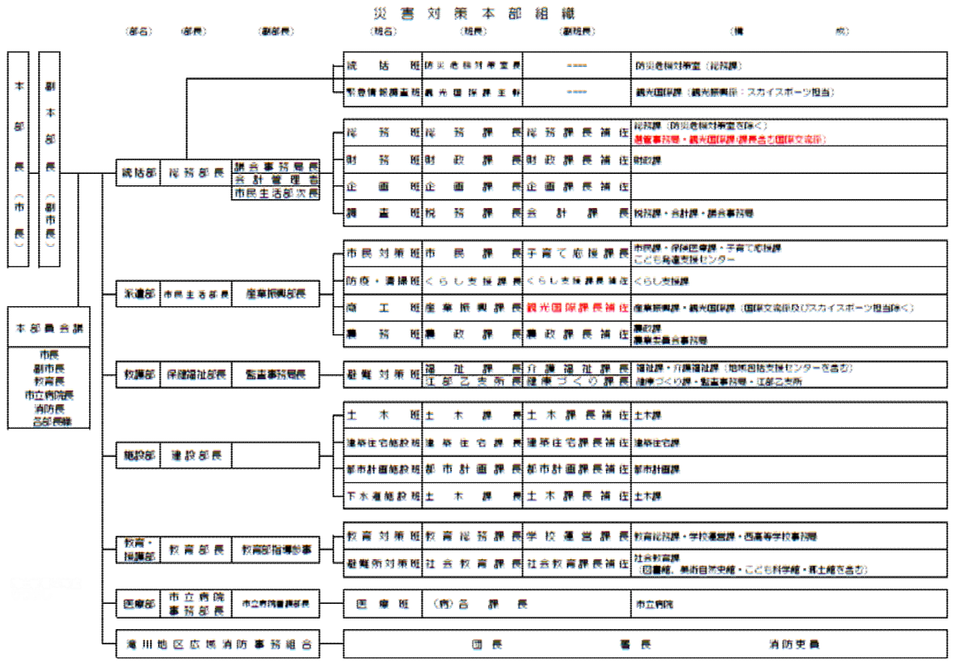

（２）本部の設置場所

本部は、滝川市庁舎に設置する。市庁舎が災害等により被災し本部機能を有しなくなったとき、又はその恐れがあるときは、滝川地区広域消防事務組合消防本部・滝川消防署庁舎に本部を設置する。

（３）　（略）

（４）　（略）

別表第１

第３章　災害情報通信計画

（略）

第２節　災害通信計画

１　（略）

２　（略）

３　専用無線施設の利用（副通信系統）

（１）　（略）

（２）　消防による通信

滝川地区広域消防事務組合・滝川消防署及び消防車に設備されている無線を利用して、情報の収集及び応急措置命令の連絡通信を行う。

P3-5

（略）

別表

滝川市地下施設等及び要配慮者利用施設

（1）地下街等（水防法第 15 条第 1 項第 3 号イに該当するもの）

No.	施設名称	所在地
1	スマイルビル	滝川市栄町３丁目９－２

（２）要配慮者利用施設（水防法第 15 条第 1 項第 3 号ロに該当するもの）

No.	施設名称	所在地
1	滝川市こども発達支援センター	滝川市栄町１丁目７－１４
2	滝川市こどもセンター（めもる）	滝川市花月町２丁目５－１
3	花月保育所	滝川市花月町２丁目５－１
4	滝川中央保育所	滝川市明神町３丁目７－２４
5	滝川幼稚園	滝川市栄町２丁目７－１３
6	滝川市立病院	滝川市大町２丁目２－３４
7	神部病院	滝川市栄町３丁目４番２７号
8	滝川脳神経外科病院	滝川市西町１丁目２－５
9	たきかわ産科婦人科クリニック	滝川市本町２丁目５番１８号
10	三世代交流センター （滝川市西町デイサービスセンター）	滝川市新町２丁目８－５
11	滝川市身体障害者福祉センター （地域ふれあいセンター）	滝川市新町２丁目８－５
12	介護付有料老人ホーム フルールハピネスたきかわ	滝川市栄町１丁目１１－３０
13	介護付高齢者専用賃貸マンション カーサシーザーズ	滝川市本町１丁目５番２７号
14	介護付有料老人ホーム　あおぞら	滝川市花月町３丁目６番１７号
15	グループホームくらす	滝川市栄町３丁目６番１２号
16	グループホームともだちの家	滝川市西町２丁目３番４７号
17	ケアハウスメゾンふるーる	滝川市東町２丁目１番２３号
18	デイサービスセンターあえる	滝川市本町１丁目５番２７号
19	介護サービスセンター　こうよう （医療法人翔陽会）	滝川市西町１丁目３番１３号
20	小規模多機能型居宅介護　てらす	滝川市栄町３丁目６番１２号
21	ニチイケアセンター滝川	滝川市大町３丁目１番５号
22	ニチイケアセンターせせらぎ公園	滝川市中島町１丁目１６番地２
23	近藤医院	滝川市本町２丁目３番２３号
24	そらち乳腺・肛門外科クリニック	滝川市明神町４丁目１０番８号

（３）　（略）

（４）　（略）

（５）　（略）

第３節　災害情報等の報告、収集及び伝達計画　　P 3-9

（略）

別表

滝川市地下施設等及び要配慮者利用施設

（1）地下街等（水防法第 15 条第 1 項第 3 号イに該当するもの）

No.	施設名称	所在地
1	スマイルビル	滝川市栄町３丁目９番２号

（２）要配慮者利用施設（水防法第 15 条第 1 項第 3 号ロに該当するもの）

No.	施設名称	所在地
1	滝川市こども発達支援センター	滝川市栄町１丁目７番１４号
2	滝川市こどもセンター（めもる）	滝川市花月町２丁目５番１号
3	花月保育所	滝川市花月町２丁目５番１号
4	滝川中央保育所	滝川市明神町３丁目７番２４号
5	滝川幼稚園	滝川市栄町２丁目７番１３号
6	滝川市立病院	滝川市大町２丁目２番３４号
7	滝川脳神経外科病院	滝川市西町１丁目２番５号
8	滝川市三世代交流センター （滝川市西町デイサービスセンター）	滝川市西町２丁目２番１号
9	滝川市身体障害者福祉センター （地域ふれあいセンター）	滝川市新町２丁目８番５号
10	介護付有料老人ホーム フルールハピネスたきかわ	滝川市栄町１丁目１１番３０号
11	介護付高齢者専用賃貸マンション カーサシーザーズ	滝川市本町１丁目５番２７号
12	介護付有料老人ホーム　あおぞら	滝川市花月町３丁目６番１７号
13	グループホームくらす	滝川市栄町３丁目６番１２号

14	グループホームともだちの家	滝川市西町２丁目３番４７号	
15	ケアハウスメゾンふるーる	滝川市東町２丁目１番２３号	P3-10
16	介護サービスセンター　こうよう （医療法人翔陽会）	滝川市西町１丁目３番１３号	
17	小規模多機能型居宅介護　てらす	滝川市栄町３丁目６番１２号	
18	ニチイケアセンター滝川	滝川市大町３丁目１番５号	
19	ニチイケアセンターせせらぎ公園	滝川市中島町１丁目１６番地２	
20	近藤医院	滝川市本町２丁目３番２３号	
21	そらち乳腺・肛門外科クリニック	滝川市明神町４丁目１０番８号	
22	サービス付き高齢者向け住宅　ゆい	滝川市新町３丁目１１番２９号	
23	サービス付き高齢者向け住宅　土筆	滝川市東町４丁目１１７番地１０	
24	デイサービス　土筆	滝川市東町４丁目１１７番地２４	
25	健康スタジオデイサービス　スロウ滝川	滝川市本町１丁目１番２４号	
26	リハビリ特化型デイサービス　カラダラボ滝川	滝川市東町２丁目１番１２号	
27	認知症対応型デイサービス　土筆	滝川市東町４丁目１１７番地２４	
28	グループホーム　カルミア	滝川市東町７丁目２１９番地６	
29	グループホーム　土筆	滝川市東町４丁目１１７番地２４	
30	グループホーム　土筆の郷	滝川市東町４丁目２番１１号	
31	エバーサーポート　山一	滝川市本町２丁目４番１３号	
32	カーサシーザーズ　２号館	滝川市栄町３丁目６番１２号	
33	カーサシーザーズ　３－３	滝川市栄町３丁目３番１６号	
34	北のユートピア　寿泉	滝川市栄町４丁目６番１６号	
35	高齢者支援共同住宅　さくら館	滝川市東町１丁目１番２２号	
36	医療法人シーザーズ・メディケア 介護老人保健施設シーザーズ	滝川市栄町３丁目３番１６号	
37	小規模多機能型居宅介護　土筆の郷	滝川市東町４丁目２番１１号	
38	医療法人社団新緑会 文屋内科消化器科医院　そよかぜ	滝川市空知町２丁目４番１０号	
39	医療法人シーザーズ・メデ・ケア　あえる	滝川市栄町３丁目３番１６号	
40	なかよしハウス	滝川市西町２丁目２番７４号	
41	医療法人翔陽会　保育所　たいよう	滝川市西町１丁目２番５号	
42	滝川市立病院　院内保育所　ゆめみな	滝川市大町１丁目１番１７号	

<table>
<tr>
<td>
第４章　災害予防計画
第１節　防災教育及び訓練計画
１　（略）
２　防災訓練の実施
（略）
<table>
<tr><th>区　分</th><th>実施場所</th><th>実　施　方　法</th><th>所　管</th></tr>
<tr><td>総 合 訓 練</td><td>適 当 な 地 区</td><td>各関係機関と一体となって、想定被害により水防、災害救助等の訓練を総合的に実施する。</td><td rowspan="2">滝　川　市</td></tr>
<tr><td>水 防 訓 練</td><td>水害危険地区</td><td>図上又は実施訓練
水防工法、樋門操作、水位雨量観測、一般住民の動員、水防資材器材の輸送、広報、通報伝達等のほか、水防計画に掲げる訓練を実施する。</td></tr>
<tr><td>消 防 訓 練</td><td>火災危険地区</td><td>図上又は実施訓練
消防機関の出動、避難、立ち退き、救出救助、消火の指揮系統の確立、広報情報連絡等の訓練を実施する。</td><td>滝川地区広域消防事務組合消 防 本 部</td></tr>
<tr><td>避難救助訓練</td><td>適 当 な 地 区</td><td>図上又は実施訓練
水防訓練又は消防訓練に併せて避難の指示、伝達方法、避難の誘導(含要支援者)、避難所の防疫、給水給食等を折り込んだ訓練を実施する。</td><td>滝　川　市</td></tr>
</table>
第２節　災害危険区域及び整備計画
１　（略）
２　（略）
３　（略）
４　（略）
５　（略）
</td>
<td>
第４章　災害予防計画
第１節　防災教育及び訓練計画
１　（略）
２　防災訓練の実施
（略）
<table>
<tr><th>区　分</th><th>実施場所</th><th>実　施　方　法</th><th>所　管</th></tr>
<tr><td>総 合 訓 練</td><td>適 当 な 地 区</td><td>各関係機関と一体となって、想定被害により水防、災害救助等の訓練を総合的に実施する。</td><td rowspan="2">滝　川　市</td></tr>
<tr><td>水 防 訓 練</td><td>水害危険地区</td><td>図上又は実施訓練
水防工法、樋門操作、水位雨量観測、一般住民の動員、水防資材器材の輸送、広報、通報伝達等のほか、水防計画に掲げる訓練を実施する。</td></tr>
<tr><td>消 防 訓 練</td><td>火災危険地区</td><td>図上又は実施訓練
消防機関の出動、避難、立ち退き、救出救助、消火の指揮系統の確立、広報情報連絡等の訓練を実施する。</td><td>滝川地区広域消防事務組合</td></tr>
<tr><td>避難救助訓練</td><td>適 当 な 地 区</td><td>図上又は実施訓練
水防訓練又は消防訓練に併せて避難の指示、伝達方法、避難の誘導(含要支援者)、避難所の防疫、給水給食等を折り込んだ訓練を実施する。</td><td>滝　川　市</td></tr>
</table>
第２節　災害危険区域及び整備計画
１　（略）
２　（略）
３　（略）
４　（略）
５　（略）
６　北海道の管理河川
</td>
<td>
Ｐ4-1

Ｐ4-2

Ｐ4-7
</td>
</tr>
</table>

第３節　水防計画

（略）

３　隣接市町水防管理団体、北海道開発局、警察官、自衛隊及びボランティアとの協力応援

（１）　隣接市町水防管理団体との協力応援

水防法第 23 条の規定に基づく隣接市町水防管理団体との協力応援系統は、次のとおりとする。

滝川市
水防管理団体
市役所　　23-1234
消防本部　23-0119

市町水防管理団体名	市外局番	市役所 町役場	消防本部
赤平市水防管理団体	0125	32-2211	注-3　32-3181
歌志内市水防管理団体	0125	42-3211	42-3255
砂川市水防管理団体	0125	54-2121	54-2196
奈井江町水防管理団体	0125	65-2111	注-1　65-2259
浦臼町水防管理団体	0125	68-2111	注-1　68-2146
上砂川町水防管理団体	0125	62-2011	62-2021
深川市水防管理団体	0164	26-2228	22-2814
妹背牛町水防管理団体	0164	32-2411	注-2　32-2026
秩父別町水防管理団体	0164	33-2111	注-2　33-3850
北竜町水防管理団体	0164	34-2111	注-2　34-2200
沼田町水防管理団体	0164	35-2111	注-2　35-2050
幌加内町水防管理団体	01653	5-2121	注-2　5-2246
新十津川町水防管理団体	0125	76-2131	注-3　76-2619
雨竜町水防管理団体	0125	77-2211	注-3　77-2101

（２）　（略）

（３）　（略）

（４）　（略）

（５）　（略）

別表第４のとおり。

別表第４

北海道管理河川

河川名	管理延長（km）	備考
銀川	0.7	「1 水防区域」（別表第１）を含む
ラウネ川	8.9	〃
熊穴川	14.0	〃
江部乙川	7.8	〃

P4-11

第３節　水防計画

（略）

３　隣接市町水防管理団体、北海道開発局、警察官、自衛隊及びボランティアとの協力応援

（１）　隣接市町水防管理団体との協力応援

水防法第 23 条の規定に基づく隣接市町水防管理団体との協力応援系統は、次のとおりとする。

滝川市
水防管理団体
市役所　　23-1234
消防本部
通信指令課 74-4824

市町水防管理団体名	市外局番	市役所 町役場	消防本部
赤平市水防管理団体	0125	32-2211	注-3　32-3181
歌志内市水防管理団体	0125	42-3211	42-3255
砂川市水防管理団体	0125	54-2121	54-2196
奈井江町水防管理団体	0125	65-2111	注-1　65-2259
浦臼町水防管理団体	0125	68-2111	注-1　68-2146
上砂川町水防管理団体	0125	62-2011	62-2021
深川市水防管理団体	0164	26-2228	22-2814
妹背牛町水防管理団体	0164	32-2411	注-2　32-2026
秩父別町水防管理団体	0164	33-2111	注-2　33-3850
北竜町水防管理団体	0164	34-2111	注-2　34-2200
沼田町水防管理団体	0164	35-2111	注-2　35-2050
幌加内町水防管理団体	0165	35-2121	注-2　5-2246
新十津川町水防管理団体	0125	76-2131	注-3　76-2619
雨竜町水防管理団体	0125	77-2211	注-3　77-2101

（２）　（略）

（３）　（略）

（４）　（略）

（５）　（略）

4　重要水防区域及び水防施設

（1）　（略）

（2）　水位観測

北海道開発局の所管する水位観測所は、次のとおりである。

観測所名	水系名	河川名	観測所位置	通報水位 水防団待機（指定）	通報水位 はん濫注意（警戒）	通報水位 避難判断（一）	通報水位 はん濫危険（危険）	計画高水位	備考
				m	m	m	m	m	
奈井江大橋	石狩川	石狩川	樺戸郡浦臼町黄臼内	14.00	15.80	19.70	20.00	20.74	
砂川橋	〃	〃	砂川市西３条北８丁目	18.30	20.30	—	—	24.70	
橋本町	〃	〃	樺戸郡新十津川町中央89番地	23.20	24.60	26.50	27.00	28.15	
伏古	〃	〃	滝川市江部乙町西13丁目	29.60	30.80	—	—	34.32	
納内	〃	〃	深川市納内町８区の１	57.50	58.90	60.20	61.20	61.75	
空知大橋	〃	空知川	滝川市空知町３丁目１地先	24.90	26.50	—	—	28.99	
赤平	〃	〃	赤平市東文京町１丁目１番地先	43.60	44.90	47.70	48.30	50.09	
雨竜橋	〃	雨竜川	雨竜郡妹背牛町千秋	32.80	33.80	34.20	34.60	37.26	
多度志	〃	〃	雨竜郡沼田町字共成24番地	56.40	57.00	57.90	58.20	59.02	
幌加内	〃	〃	雨竜郡幌加内町字幌加内市街地	156.20	156.70	157.20	157.40	158.19	

（3）　（略）

（4）　（略）

（5）　（略）

（6）　（略）

4　重要水防区域及び水防施設

（1）　（略）

（2）水位観測

水位観測所は、資料１のとおりである。

（3）　（略）

（4）　（略）

（5）　（略）

（6）　（略）

P4-13

5　気象警報等の通信連絡

（1）　（略）

（2）　（略）

（3）　（略）

ア　（略）

イ　ダム情報系統図

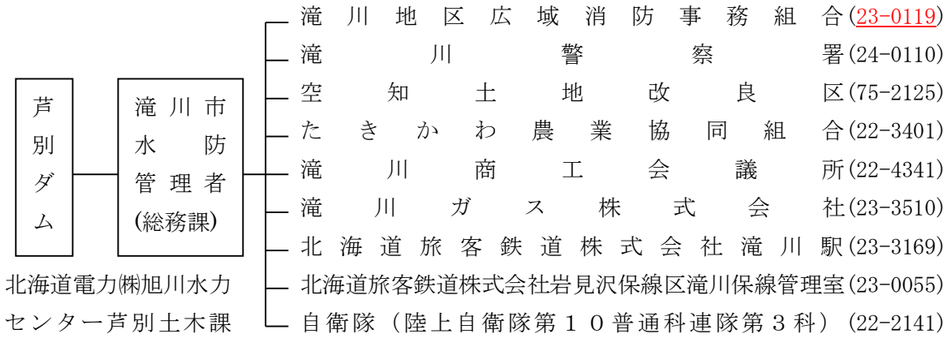

（4）　（略）

（略）

P4-16

5　気象警報等の通信連絡

（1）　（略）

（2）　（略）

（3）　（略）

ア　（略）

イ　ダム情報系統図

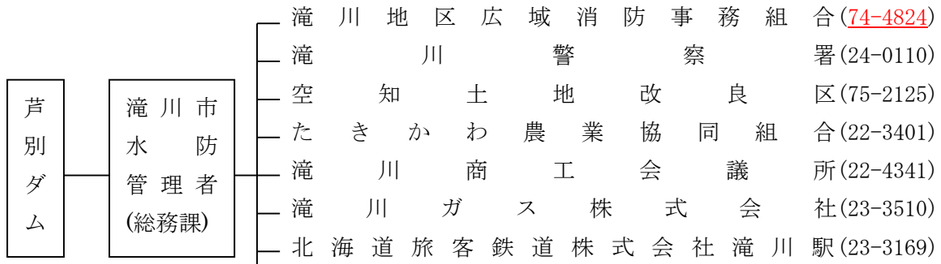

（4）　（略）

（略）

滝川地区広域消防事務組合組織図

別表第１

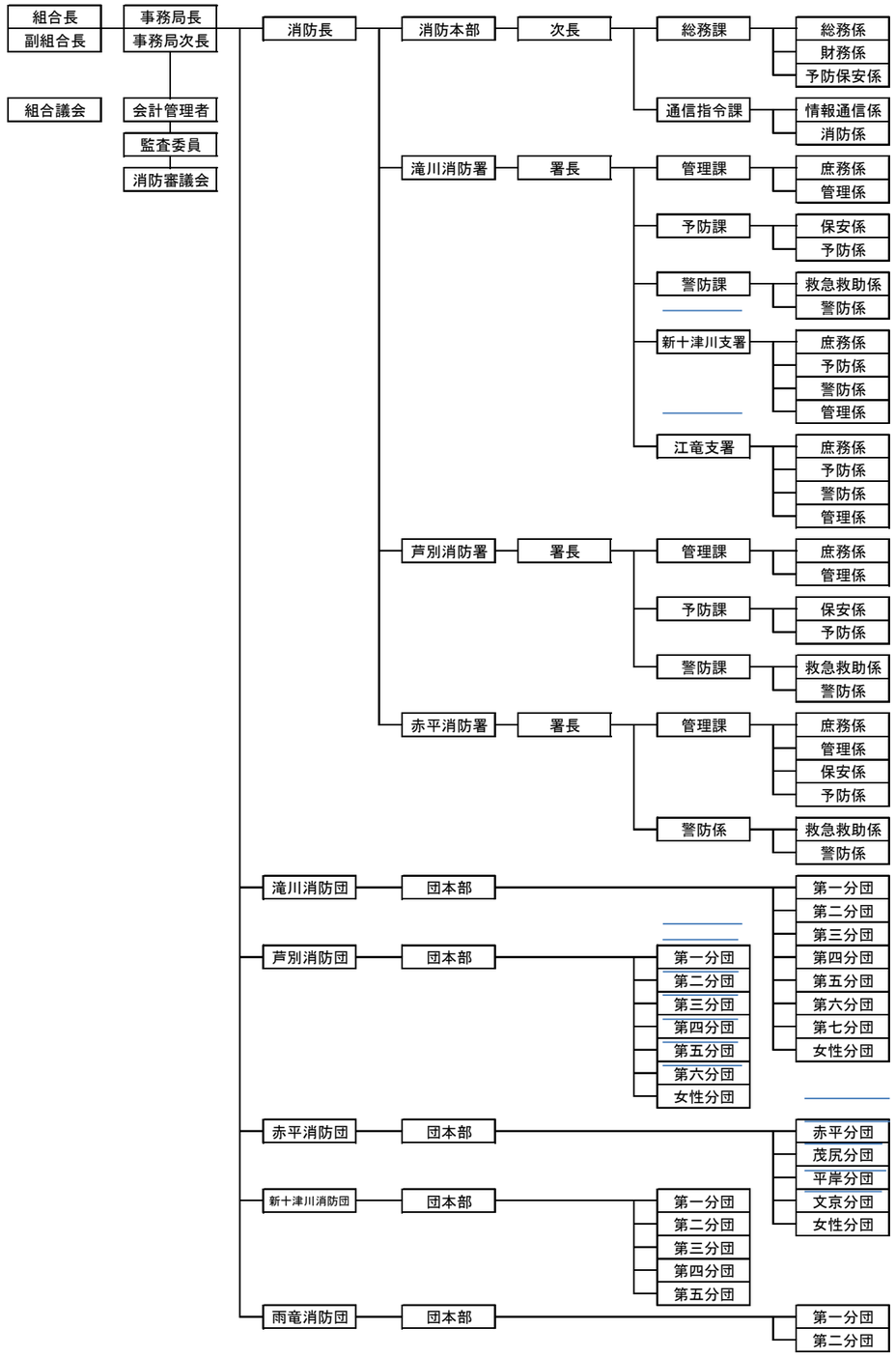

別表第２

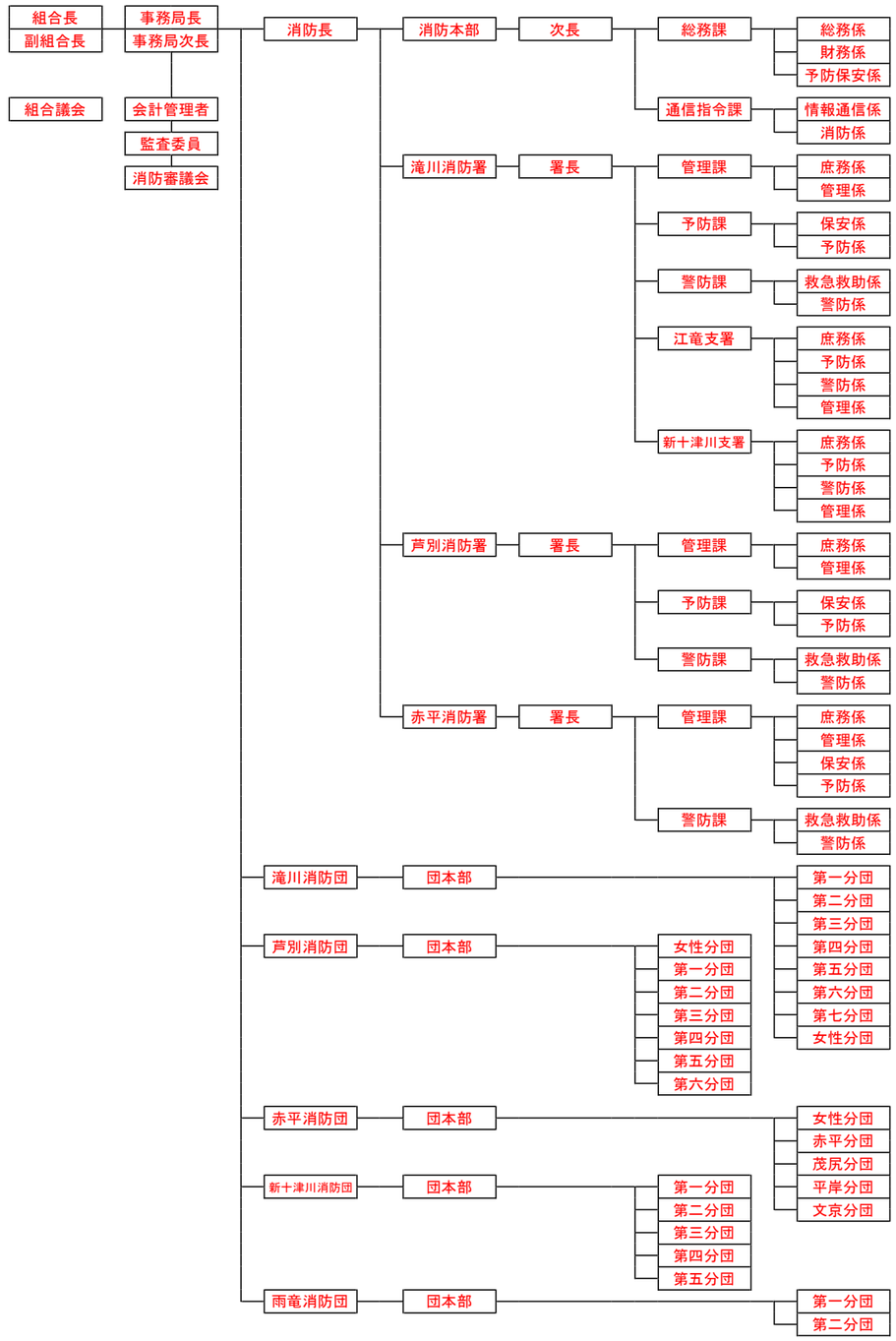

滝川地区広域消防事務組合組織図別表第１

P 4-25

平成26年12月30日　現在

市保有水防資機材

水防資器材	保有先	所在	電話番号	トラクター	揚水機	掛矢杭打ハンマ	腰鋸	手斧・鉞	スコップ	草刈鎌	つるはし	発動発電機	懐中電灯	片手ハンマ玄翁	ペンチ	救命ボート	救命ロープ	救命胴衣	ハンドマイク	携帯メガホン	水中胴付長靴	水筒	なた	シノ	丸太	クリッパ	鉄杭	手鋸	鉄鋸	本鋸（長）	一輪車	仮払機	チェーンソー
				台	台	ケ	丁	丁	丁	丁	丁	台	本	箇	箇	台	本	着	箇	箇	足	箇	箇	丁	本	本	本	本	本	本	台	台	台
滝川維持センター	流通団地1丁目2番	23-3619																																
江部乙維持センター	江部乙町東10丁目856	75-2840																																
滝川市コミュニティ防災センター	緑町2丁目2番	23-0112			1											1																		
川の科学館	西滝川1番地	24-0989																																
小計					1											1																		
滝川消防署 本署	緑町2丁目2番	23-0119				7	1	11	34	8	3	1	9	6	8		7	21		6	2		2	2	69	4	127	6	31	73	4	2	2
滝川消防署 江竜支署	江部乙町514番地11	75-3119				2		1	13	5	3	1	8	5	4			10		2			1	3		2		6	3	10		1	2
滝川消防署 北分遣所	滝の川町西3丁目1番	24-6096						3		7	1	1	2					4									2			2			
滝川消防署 小計						9	4	12	47	20	7	3	19	11	12		7	35		8	2		3	5	69	6	127	14	34	85	4	3	4
滝川消防団 第一分団	栄町1丁目9番	23-5737							6			1	2															1	2	3			
滝川消防団 第二分団	大町4丁目3番	23-6032				1			6			1	2																1	3			
滝川消防団 第三分団	本町2丁目4番	24-5592							5			1	2															1	4			
滝川消防団 第四分団	東滝川3丁目1番	28-2353				1			18			1	1															7	2			
滝川消防団 第五分団	泉町2丁目1番	22-4896				2			11	11		1	1																2			
滝川消防団 第六分団	江部乙町西12丁目1番（第6、第7は同一施設）	75-5199				1		1	11			1	2															1	3	19			
滝川消防団 第七分団						2		1	12			1	3															2	1	19			
滝川消防団 小計						7		2	69			7	13															6	17	52			
合計						16	4	14	116	20	7	10	32	11	12	1	7	35		8	2		3	5	69	6	127	20	51	137	4	3	4

〔滝川防〕

資料１

河川水位観測所

P 4-26

河川名	観測所名（観測地）	流心距離（km）	計画高水位	はん濫危険水位（危険水位）	避難判断水位	はん濫注意水位（警戒水位）	消防団待機水位（指定水位）	備考
石狩川	奈井江大橋（浦臼町）	76.80	20.74	20.00	19.70	15.80	14.00	
	砂川橋（砂川市）	87.46	24.70	—	—	20.30	18.30	
	橋本町（新十津川町）	93.90	28.15	27.00	26.50	24.60	23.20	
	伏古（滝川市）	104.78	34.32	—	—	30.80	29.60	
	妹背牛橋（妹背牛町）	113.50	40.89	—	—	39.00	37.90	
	深川橋（深川市）	121.90	49.81	—	—	49.30	48.30	
	納内（深川市）	130.25	61.75	61.20	60.20	58.90	57.50	
	伊納（旭川市）	148.50	96.39	94.90	93.90	92.20	90.80	
空知川	空知大橋（滝川市）	2.75	28.99	—	—	26.50	24.90	
	赤平（赤平市）	17.50	50.09	48.30	47.70	44.90	43.60	
雨竜川	雨竜橋（雨竜町）	6.00	37.26	34.60	34.20	33.80	32.80	
	北竜橋（妹背牛町）	13.50	40.45	—	—	38.10	36.80	
	達布橋（沼田町）	21.90	46.31	—	—	43.90	43.10	
	多度志（沼田町）	32.50	59.02	58.20	57.90	57.00	56.40	
	幌加内（幌加内町）	73.00	158.19	157.40	157.20	156.70	156.20	

（略）

P 4-29

第６節　消防計画 　この計画は、消防の任務が、その施設及び人員を活用して、住民の命、身体及び財産を開催から保護するとともに、火災その他の災害を防除し、その被害を軽減することにあることから、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、消防機関が十分にその機能を発揮するための組織及び運営等については、「滝川地区広域消防事務組合消防計画」によるもののほか、この計画の定めるところによる。 （略） 別表（３の（５）関係）　　火災警報連絡系統図		P 4-36

別表（３の⑸関係）

火災警報連絡系統図

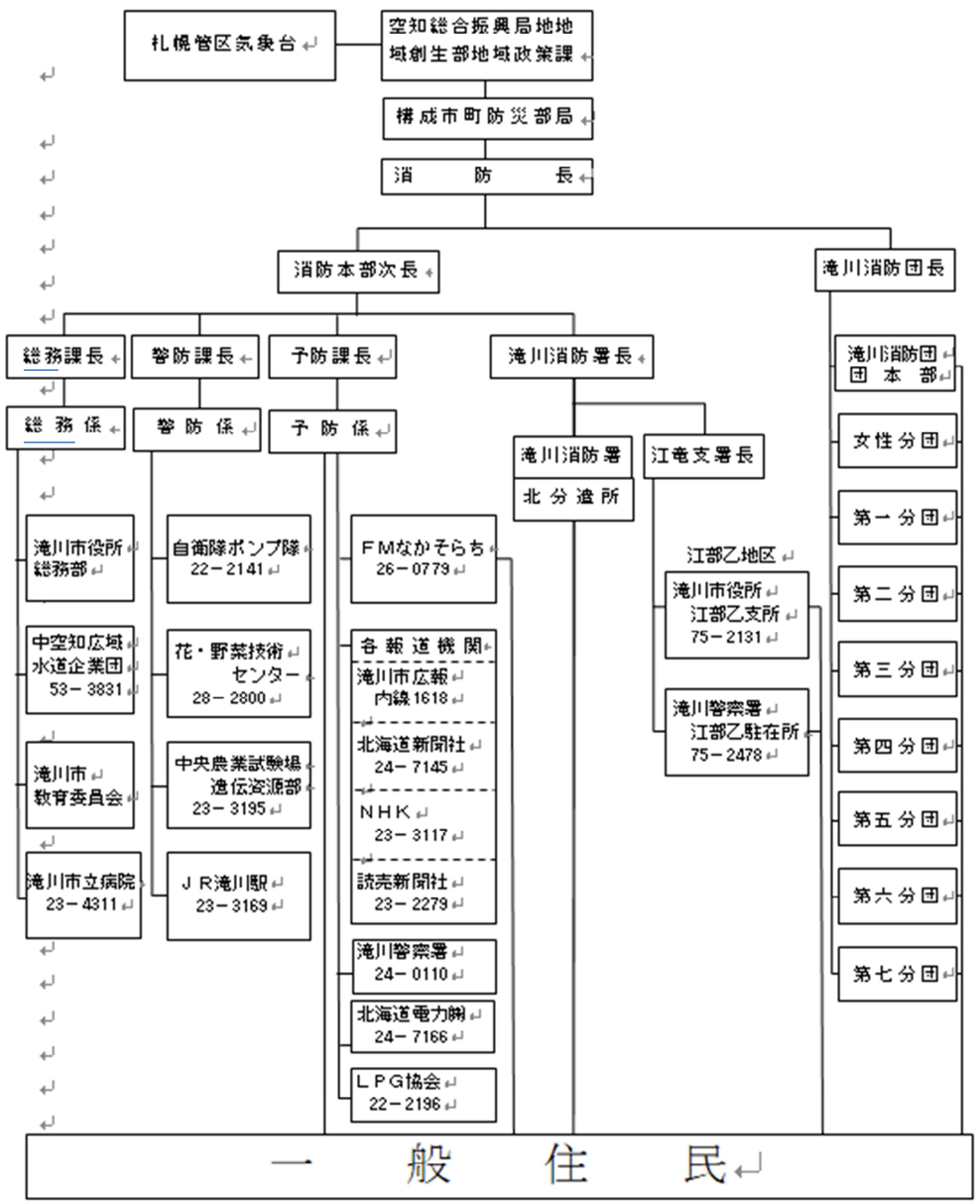

（略）

Ｐ4-39

連絡系統の変更に伴い全面変更

（略）

第２節　動員計画

（略）

１（略）

２（略）

３（略）

４（略）

５　消防機関に対する伝達

本部が設置された場合、その配備体制についての消防機関への伝達は、次の伝達系統により行うものとする。

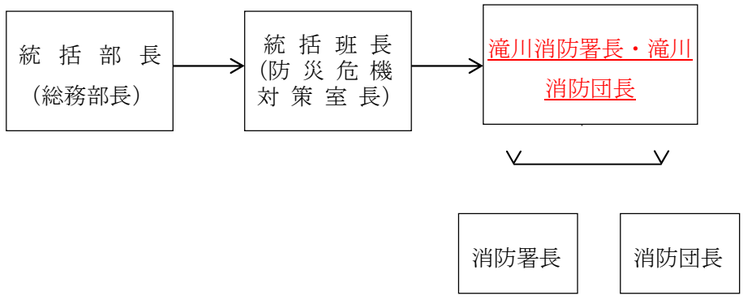

６（略）

（略）

第９節　医療救護計画

P5-6

（略）

参考　医療機関等の状況

救急指定病院　（略）

その他の病院・医院

医　療　機　関　名	所　　在　　地	診　療　科　目	電話番号	病床数（床）
えべおつファミリークリニック	江部乙町東12丁目1番18号	内、小、整、麻	75－5500	－
男澤医院	朝日町西2丁目1番5号	内、小、消	23－3183	－
神部ペインクリニック・内科病院	栄町3丁目4番27号	外、麻、肛、整、内、泌	22－2021	43
近藤医院	本町2丁目3番23号	眼	23－2848	12
そらち乳腺・肛門外科クリニック	明神町4丁目10番8号	乳腺、肛、整、外	22－4568	15
佐藤医院	一の坂町東2丁目1番1号	内、消、精、リハ、心内	23－3255	19
佐藤病院	泉町135番地15	内、消、精、リハ、心内	24－0111	180
しのじま皮ふ科	緑町1丁目7番2号	皮	22－4112	－
どうちん内科消化器科	栄町2丁目5番13号	内、消	23－1818	－
石田クリニック	有明町2丁目4番45号	透析、循、アレ、腎内	24－2125	－
鈴木内科クリニック	黄金町西3丁目1番30号	内、小、糖尿・代謝	23－2753	7

P5-29

医　療　機　関　名	所　　在　　地	診　療　科　目	電話番号	病床数（床）
武田医院	本町１丁目２番18号	内、小	23－2039	－
柳第四歯科医院	大町２丁目１番２号	歯、矯歯、小歯、口外	22－1751	－
武内歯科医院	大町２丁目１番23号	歯	23－3525	－
滝川歯科医院	明神町１丁目５番35号	歯、矯歯、小歯、口外	23－5888	－
スマイル歯科	本町２丁目４番25号	歯	74－5028	－
あい歯科クリニック	東町３丁目１番29号	歯、口外	22－8500	－
杉村歯科医院	栄町１丁目７番26号	歯	24－1354	－
アヒコ歯科医院	一の坂町東３丁目３番９号	歯	24－8711	－
西尾歯科医院	栄町２丁目３番4-301号	歯	23－4816	－
橋本歯科医院	西町２丁目３番23号	歯	23－5566	－
滝川市特別養護老人ホーム緑寿園医務室	江部乙町1428番地２	内	75－2101	－
陸上自衛隊滝川駐屯地医務室	泉町236番地	内、外、歯	22－2141（内線331）	－
渋谷歯科医院	二の坂町東２丁目１番１号	歯、矯歯	22－1737	－
フジタ歯科医院	朝日町東４丁目１番４号	歯、矯歯	24－8211	－
安岡歯科医院	明神町４丁目２番36号	歯	22－0285	－
みなみ歯科医院	西町５丁目３番38号	歯、矯歯、子歯	24－3734	－
コスモデンタルクリニック	大町３丁目４番16号	歯、小歯、矯歯	23－3630	－

Ｐ5-30

医　療　機　関　名	所　　在　　地	診　療　科　目	電話番号	病床数（床）
たきかわ産科婦人科クリニック	本町２丁目５番 18 号	産婦	23－3039	14
滝川こどもクリニック	空知町２丁目５番 21 号	小、アレルギー	26－1000	－
文屋内科消化器科医院	空知町２丁目４番 10 号	内、消	23－5195	－
むらた皮膚科医院	明神町２丁目４番２号	皮	24－5512	－
滝川栄町眼科	栄町２丁目９番３号	眼	23－8600	－
久保会医院	本町１丁目４番 24 号	内、消、小、放	22－3363	19
滝川中央病院	朝日町東２丁目１番５号	内、精、神、歯	22－4344	297
若葉台病院	江部乙町東 12 丁目 1452 番地１	内、呼、循、歯	75－2266	204
滝川市老人保健施設ナイスケアすずかけ	江部乙町東 13 丁目１番 60 号	内	26－4165	80
北海道空知総合振興局滝川地域保健室	緑町２丁目３番 31 号	公衆、歯科	24－6201	－
滝川市保健センター	明神町１丁目５番 32 号	内、小、歯	24－5256	－
はらおか歯科医院	花月町１丁目９番 10 号	歯、小歯、矯歯	22－5678	－
塚本歯科医院	栄町４丁目４番 22 号	歯、小歯、矯歯、口外	23－2508	－
みやこし歯科医院	江部乙町東 12 丁目１番４号	歯、小歯、矯歯、口外	75－5330	－
啓南歯科医院	中島町４丁目１番１号	歯	24－1020	－
なかむらファミリー歯科	滝の川町東３丁目 1147 番地７	歯、矯歯、小歯	26－2282	－
扇町歯科医院	扇町３丁目１番７号	歯	24－3300	－
あさひ歯科クリニック	朝日町西１丁目６番１号	歯、矯歯、小歯	22－0033	－

（略）

第 20 節　災害警備計画

P5-31

１（略） ２（略） ３　災害警備 （１）（略） （２）（略） （３）（略） （４）（略） （５）（略） （６）（略） （７）（略） （８）災害時における交通規制 ア　北海道公安委員会（滝川警察署） （ア）災害が発生し、又は正に発生しようとしている場合において、道路（高速道路を含む。）における危険を防止し、交通の安全と円滑化を図るため必要があると認めるとき、又は災害応急対策上緊急輸送を行うため必要があると認めらるときは、区域及び道路の区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限する。		Ｐ5-62
第２３節　防災ボランティアとの連携計画 大規模な災害が発生したときに、災害応急対策を迅速かつ的確に実施する上で必要な人員を確保するための奉仕団及び各種ボランティア団体等との連携については、この計画の定めるところによる。 １　ボランティア団体等の協力 市及び防災関係機関等は、奉仕団又は各種ボランティア団体等からの協力申入れ等により、災害応急対策の実施について労務の協力を受ける。 ２　ボランティアの受入れ 市及び関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受入れ、調整等その受入れ体制を確保するよう努める。 また、市及び関係団体は、ボランティアの受入れに当たって、高齢者介護や、外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供するなど、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。 なお、ボランティアの受入れ及び連絡調整は、派遣部市民対策班が行うものとする。 ３　ボランティア団体等の活動 ボランティア団体等に依頼する活動の内容は、主として次のとおりとする。		Ｐ5-69

（１）　災害・安否・生活情報の収集及び伝達 （２）炊出しその他の災害救助活動 （３）高齢者、障がい者等の介護及び看護補助 （４）清掃及び防疫 （５）災害応急対策物資及び資材の輸送及び配分 （６）被災建築物の応急危険度判定 （７）応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業 （８）災害応急対策事務の補助 ４　ボランティア活動の環境整備 市は、日本赤十字社北海道支部滝川市地区、社会福祉協議会及びボランティア団体等との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るため、平常時の登録及び研修制度、災害時におけるボランティア活動の調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保等に努める。		
第６章　地震災害対策計画		

（略） 第２節　滝川市付近の断層帯 １　（略） ２　（略） ３　（略） ４　今後に向けて ○平成 20 年３月 25 日地震調査研究推進本部地震調査委員会公表 （略）	――――	Ｐ6-3

第３節　滝川市の社会的情勢

（略）

資料

滝川市の社会的情勢

項目＼年	昭和 60 年	平成２年	平成７年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年
人口（人）	52,004	49,591	48,425	46,861	45,798	43,170
世帯数（世帯）	17,734	17,771	18,483	18,768	21,093	18,947
電話設置台数（台・住宅用）	19,434 (14,283)	21,087 (15,441)	23,070 (17,094)	18,584 (15,004)	17,990 (15,165)	13,251 11,311
総需用電力量（千ｋWH）	115,397	138,100	168,838	195,028	198,526	204,505
水道普及率（%）	92.6	96.3	98.4	98.5	98.2	98.0
給水人口（人）	47,906	47,539	47,235	46,185	44,408	42,430
都市ガス需用家普及率（%）	38.6	50.2	53.6	55.9	57.1	56.1
自動車台数（台）	21,749	25,059	28,837	30,849	31,667	30,457

（略）

P6-9

資料 ○滝川市コミュニティ防災センター条例 制　定　昭和58年2月22日　条例第25号 改正　平成18年3月30日　条例第43号 （設置） 第1条　市民の防災思想の高揚と、連帯意識に基づく自主防災活動を積極的に推進し、地域防災体制確立を図るため、滝川市コミュニティ防災センター（以下「防災センター」という。）を設置する。 （名称及び位置） 第2条　防災センターの名称及び位置は、次のとおりとする。 名　称　　滝川市コミュニティ防災センター 位　置　　滝川市緑町2丁目2番31号 （管理の代行等） 第2条の2　市長は、その設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244号の2第3項の規定により、防災センターの管理を指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。 2　前項の規定により指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。 ⑴　防災センターの利用の許可に関すること。 ⑵　次条各号に掲げる事業の計画及び実施に関すること。 ⑶　防災センターの維持管理に関すること（市長が別に定めるものを除く。） ⑷　前3号に掲げるもののほか、これらの業務に付随する業務。 〔平18規則43・追加〕 （事業） 第3条　防災センターは、次に掲げる事業を行う。 ⑴　防災思想の普及高揚 ⑵　自主防災組織の育成強化 ⑶　自主防災訓練及び活動の実施 ⑷　防災知識の研修 ⑸　防災資機材の備蓄 ⑹　前各号に掲げるもののほか、その設置の目的を達成するために必要があると認められる事業 〔平18規則43・一部改正〕 （開館時間等） 第4条　防災センターの開館時間は、午前9時から午後9時までとする。 2　前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、臨時に開館時間を変更し、又は臨時に休館することができる。 〔平18規則43・全改〕 （利用） 第5条　防災センターは、第3条各号に掲げる事業に使用するほか、次に掲げる場合に利用することができる。 ⑴　市が主催する研修会、講習会及びその他の会議 ⑵　前号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要があると認めるとき。 〔平18規則43・一部改正〕		平成30年3月31日条例廃止に伴う一括削除

（利用の許可） 第６条　防災センターの研修室及び指定備品（以下「研修室等」という。）を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。 ２　指定管理者は、前項の許可をする場合において、防災センターの管理運営上必要があると認めるときは、その利用について条件を付けることができる。 〔平 18 規則 43・一部改正〕 （利用の制限） 第６条の２　指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しない。 ⑴　公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。 ⑵　センターの建物、付属設備又は備付備品を破損し、汚損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。 ⑶　他の利用者（前条第１項の許可を受けた者をいう。以下同じ。）に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。 ⑷　前３項に掲げるもののほか、センターの管理運営上支障があると認められるとき。 〔平 18 規則 43・一部改正〕 （目的外利用等の禁止） 第６条の３　利用者は、許可を受けた目的以外に防災センターを利用し、その全部若しくは一部を転貸し、又はその権利を他に譲渡してはならない。 〔平 18 規則 43・一部改正〕 （利用の許可の取消し等） 第７条　指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その利用の許可を取り消し、若しくは利用を停止し、又は利用の条件を変更することができる。 ⑴　利用者がこの条例若しくはこれに基づく規則の規定に違反し、又は指定管理者の指示に従わなかったとき。 ⑵　利用者が利用の条件に違反したとき。 ⑶　第６条の２各号のいずれかに該当することとなったとき。 ⑷　その利用の許可の申請に偽りがあったとき。 ⑸　公益上やむを得ない理由が生じたとき。 ２　前項の規定による取消し等により利用者に損害を生じても、市又は指定管理者は、その賠償の責めを負わない。 〔平 18 規則 43・一部改正〕 （原状回復） 第８条　利用者は、その使用を終ったとき、又は利用の許可を取り消されたときは、直ちに利用場所を原状に回復して返還しなければならない。 ２　利用者が前項の規定による義務を履行しないときは、指定管理者においてこれを代行し、その費用は利用者が支払いの義務を負う。 〔平 18 規則 43・一部改正〕 （破損の届出等） 第９条　利用者は、研修室等の利用により、建物、付属設備及び備付物件を破損し、汚損し、又は滅失したときは、規則で定めるところによりその損害を賠償しなければならない。		

〔平 18 規則 43・一部改正〕

（市長による管理）

第 10 条　第２条の２第１項の規定にかかわらず、市長は、やむを得ない事情があると認められるときは、防災センターの管理を行うことができる。

２　前項の規定により市長が防災センターの管理を行う場合においては、第４条第２項、第５条第２号、第６条及び第６条の２中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第７条第１項中「指定管理者は」とあるのは「市長は」と、同項第１号中「指定管理者」とあるのは「職員」と、同条第２項中「市又は指定管理者」とあるのは「市」と、第８条第２項中「指定管理者」とあるのは「市長」とする。

〔平 18 規則 43・一部改正〕

（規則への委任）

第 11 条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

〔平 18 規則 43・一部改正〕

附　則

この条例は、昭和 58 年 12 月 24 日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成 18 年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行前にこの条例による改正前の滝川市コミュニティ防災センター条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の滝川市コミュニティ防災センター条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

○滝川市コミュニティ防災センター条例施行規則

制　定　昭和 59 年５月 30 日　規則第 20 号

改正　平成元年３月 30 日　規則第 10 号　　平成 14 年３月 30 日　規則第 14 号

平成 18 年３月 30 日　規則第 21 号

（趣旨）

第１条　この規則は、滝川市コミュニティ防災センター条例（昭和 58 年滝川市条例第 25 号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。〔平 14 規則 14・一部改正〕

（指導及び遵守等）

第２条　市長は、滝川市防災コミュニティセンター（以下「防災センター」という。）の管理に関し、条例第２条の２第１項の規定により管理を行わせることとされたもの（以下「指定管理者」という。）に対して適切な指導及び勧告をするものとし、指定管理者は、その遵守及び啓発に努めるものとする。〔平 18 規則 21・全改〕

（利用者の遵守事項）

第３条　条例第６条第１項の規定により防災センターの利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、条例に定めるもののほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

⑴　防災センターの秩序を維持するため、利用に係る責任を有する者を置くこと。

⑵　他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をしないこと。

別表第２

市保有水防資機材

平成31年3月31日　現在

水防資器材	単位	滝川維持センター	江部乙維持センター		川の科学館	小計	滝川消防署 本署	滝川消防署 江竜支署		小計	滝川消防団 第一分団	第二分団	第三分団	第四分団	第五分団	第六分団	第七分団	小計	合計
所在		流通団地1丁目2番	江部乙町東10丁目856		西滝川1番地		文京町4丁目1番5号	江部乙町514番地11			栄町1丁目9番	大町4丁目3番	本町2丁目4番	東滝川3丁目1番	泉町2丁目1番	江部乙町西12丁目1番（第6、第7は同一施設）			
電話番号		23-3619	75-2840		24-0989		23-0119	75-3119			23-5737	23-6032	24-5592	28-2353	22-4896	75-5199			
チェーンソー	台						2	2		4									4
仮払機	台						2	1		3									3
一輪車	台						4			4									4
木鳶（長）	本						73	10		83	2	5	3	2	2		38	52	135
鉄鳶	本						31	3		34	3	1		7	1		5	17	51
手鳶	本						6	6		12	3						3	6	18
鉄杭	本						108			108									108
クリッパ	本						6	2		8									8
丸太	本						69			69									69
シノ	丁						2	3		5									5
なた	箇							1		1									1
水筒	箇																		
水中胴付長靴	足						2			2									2
携帯メガホン	箇						6	2		8									8
ハンドマイク	箇																		
救命胴衣	着						21	10		31									31
救命ロープ	本						7			7									7
救命ボート	台						1			1									1
ペンチ	箇						8	4		12									12
片手ハンマ玄翁	箇						6	5		11									11
懐中電灯	本						9	8		17	2	3	1	1	1		5	13	30
発動発電機	台						1	1		2	1	1	1	1	1		2	7	9
つるはし	丁						4	5		9									9
草刈鎌	丁						8	5		13									13
スコップ	丁						49	13		62	5	8	4	18	11		23	69	131
手斧・鉞	丁						11	1		12							2	2	14
腰鋸	丁						1			1									1
掛矢杭打ハンマ	ケ						8	4		12		1		1	2		3	7	19
揚水機	台																		
トラクター	台																		

平成 30 年３月 31 日施行規則規則廃止に伴う一括削除

⑶　所定の場所以外の場所で飲食し、喫煙し、又は火気を使わないこと。
⑷　許可なく看板、ポスター等の掲示をしないこと。
⑸　付属設備又は備付備品の取扱いを適切に行い、その破損、汚損又は滅失の防止に努め、利用後は直ちに所定の位置に返還すること。
⑹　利用を許可された室以外の室に出入りしないこと。
⑺　指定管理者の指示に従うこと。
〔平14規則14・一部改正、平18規則21・旧第７条繰上・一部改正〕
（入館の制限）
第４条　指定管理者は、次の各号のいずれかに掲げる者に対して、入館を拒否し、又は退館させることができる。
⑴　酒に酔っている者その他防災センターの秩序を乱すおそれがあると認められる者
⑵　他人に危害を及ぼし、若しくは迷惑をかけるおそれがあると認められる物品又は動物類（身体障害者補助犬を除く。）を携行する者
⑶　前２号に掲げる者のほか、防災センターの管理運営上支障があると認められる者
〔平18規則21・追加〕
（破損等の届出）
第５条　条例第９条の規定により、利用者が防災センターの建物、付属設備又は備付物件を破損し、汚損し、又は滅失したときは、直ちに滝川市コミュニティ防災センター破損（汚損・滅失）届（別記様式）により市長に届け出て、その指示を受けなければならない。
〔平18規則21・追加〕
（市長による管理）
第６条　条例第10条第１項の規定により市長が防災センターの管理を行う場合においては、第３条第７号中「指定管理者」とあるのは「関係職員」と、第４条中「指定管理者」とあるのは「市長」とし、第２条の規定は、適用しない。
（施行細目）
第７条　この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。
〔平14規則14・一部改正、平18規則21・旧第10条繰上・一部改正〕
附　則
この規則は、公布の日から施行し、昭和58年12月24日から適用する。
附　則（平成元年３月30日規則第10号抄）
（施行期日）
１　この規則は、公布の日から施行し、平成元年１月８日から適用する。
附　則（平成14年３月30日規則第14号）
（施行期日）
１　この規則は、平成14年４月１日から施行する。
（滝川市規則で定める様式による申請書等の押印の特例に関する規則の廃止）
２　滝川市規則で定める様式による申請書等の押印の特例に関する規則（平成５年滝川市規則第６号）は、廃止する。
（暫定措置）
３　この規則の施行の際現に存する第１条の規定による（中略）第３条の規定による改正前の滝川市

資料１

河川水位観測所

河川名	観測所名（観測地）	流心距離（km）	計画高水位	はん濫危険水位（危険水位）	避難判断水位	はん濫注意水位（警戒水位）	消防団待機水位（指定水位）	備考
石狩川	奈井江大橋（浦臼町）	76.80	20.74	20.00	19.70	15.80	14.00	
	砂川橋（砂川市）	87.46	24.70	—	—	20.30	18.30	
	橋本町（新十津川町）	93.90	28.15	27.00	26.50	24.60	23.20	
	伏古（滝川市）	104.78	34.32	—	—	30.80	29.60	
	妹背牛橋（妹背牛町）	113.50	40.89	—	—	39.00	37.90	
	深川橋（深川市）	121.90	49.81	—	—	49.30	48.30	
	納内（深川市）	130.25	61.75	61.10	59.20	58.90	57.50	
	伊納（旭川市）	148.50	96.39	94.90	93.90	92.20	90.80	
空知川	空知大橋（滝川市）	2.75	28.99	—	—	26.50	24.90	
	赤平（赤平市）	17.50	50.09	48.30	47.70	44.90	43.60	
雨竜川	雨竜橋（雨竜町）	6.00	37.26	34.20	33.70	33.40	32.80	
	北竜橋（妹背牛町）	13.50	40.45	—	—	38.10	36.80	
	達布橋（沼田町）	21.90	46.31	—	—	43.90	43.10	
	多度志（沼田町）	32.50	59.02	57.70	57.50	57.00	56.40	
	幌加内（幌加内町）	73.00	158.19	156.90	156.60	156.40	156.20	
熊穴川	山本橋地点（滝川市）	4.6	36.23	36.03	35.93	35.39	34.82	

コミュニティ防災センター条例施行規則に定める様式による用紙については、所要の調整をして当分の間、これを使用することができる。 附　則（平成18年３月30日規則第21号） （施行期日） １　この規則は、平成18年４月１日から施行する。 （暫定措置） ２　この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の滝川市コミュニティ防災センター条例施行規則に定める様式による用紙については、所要の調整をして当分の間、これを使用することができる。 資料　協定締結一覧	（略） 第６節　消防計画 この計画は、消防の任務が、その施設及び人員を活用して、住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災その他の災害を防除し、その被害を軽減することにあることから、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、消防機関が十分にその機能を発揮するための組織及び運営等については、「滝川地区広域消防事務組合消防計画」によるもののほか、この計画の定めるところによる。 （略）	

No.	分野	協定件名	締結年月日	協定先	協定内容
17	業務支援	災害等の発生時における滝川市と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定	H22.6.30	北海道エルピーガス災害対策協議会	被災場所におけるLPガスの被害状況及び復旧状況の情報提供、応急措置及び復旧工事などの協定
18		災害時における対策業務についての協定	H24.11.30	滝川環境維持管理協同組合	被害調査や早期復旧を図るため情報の連絡網の構築、協力実施体制の構築、資機材保有状況の報告、施設の被害状況の把握に係る業務対応、災害応急対策に係る業務などの協力協定
19		災害時における物資の緊急・救援輸送等に関する協定	H26.8.6	札幌地区トラック協会滝川支部	災害復旧資材及び救援物資等の輸送に関し、円滑に行う体制の確保
20		災害時協力協定	H26.12.3	(一財)北海道電気保安協会	災害等による大規模停電時等における避難所等の発電機接続、復旧時通電前の施設点検等
21	機器調達	災害時における機器の調達に関する協定	H19.3.29	㈱カナモト滝川営業所	仮設トイレ、移動式暖房機、発電機及びカナモトが所有する建設機械等
22		災害時における機器の調達に関する協定	H24.11.27	㈱共成レンテム	仮設トイレ、移動式暖房機、発電機及び共成レンテムが所有する建設機械等
23	避難所提供等	災害時における協力体制に関する協定	H22.9.16	國學院大學北海道短期大学部	市民及び在勤者等の安全確保や生活復興等災害対策を迅速に推進するための甲乙の協力体制を整備する協定
24		災害時における避難所としての施設利用に関する協定	H24.3.30	北海道立総合研究機構花・野菜技術センター	避難所として利用できる施設を提供する協定
25		災害時における避難所等施設利用に関する協定	H24.11.1	北海道電力株式会社	滝川テクニカルセンターの一部を避難所等として利用する協定
26		災害時における避難所としての施設利用に関する協定	H24.12.3	㈱滝川スポーツクラブ	温水プールの一部を避難所等として利用する協定
27	自治体間等	大規模災害時における友好親善都市間の相互応援協定	H24.7.18	名護市	応急対策及び復旧対策に必要な職員の派遣並びに資機材、食料、飲料水及びその他の生活物資等の提供等
28		大規模災害時における友好親善都市間の相互応援協定	H24.11.9	栃木市	応急対策及び復旧対策に必要な職員の派遣並びに資機材、食料、飲料水及びその他の生活物資等の提供等

別表（３の（５）関係）　　火災警報連絡系統図

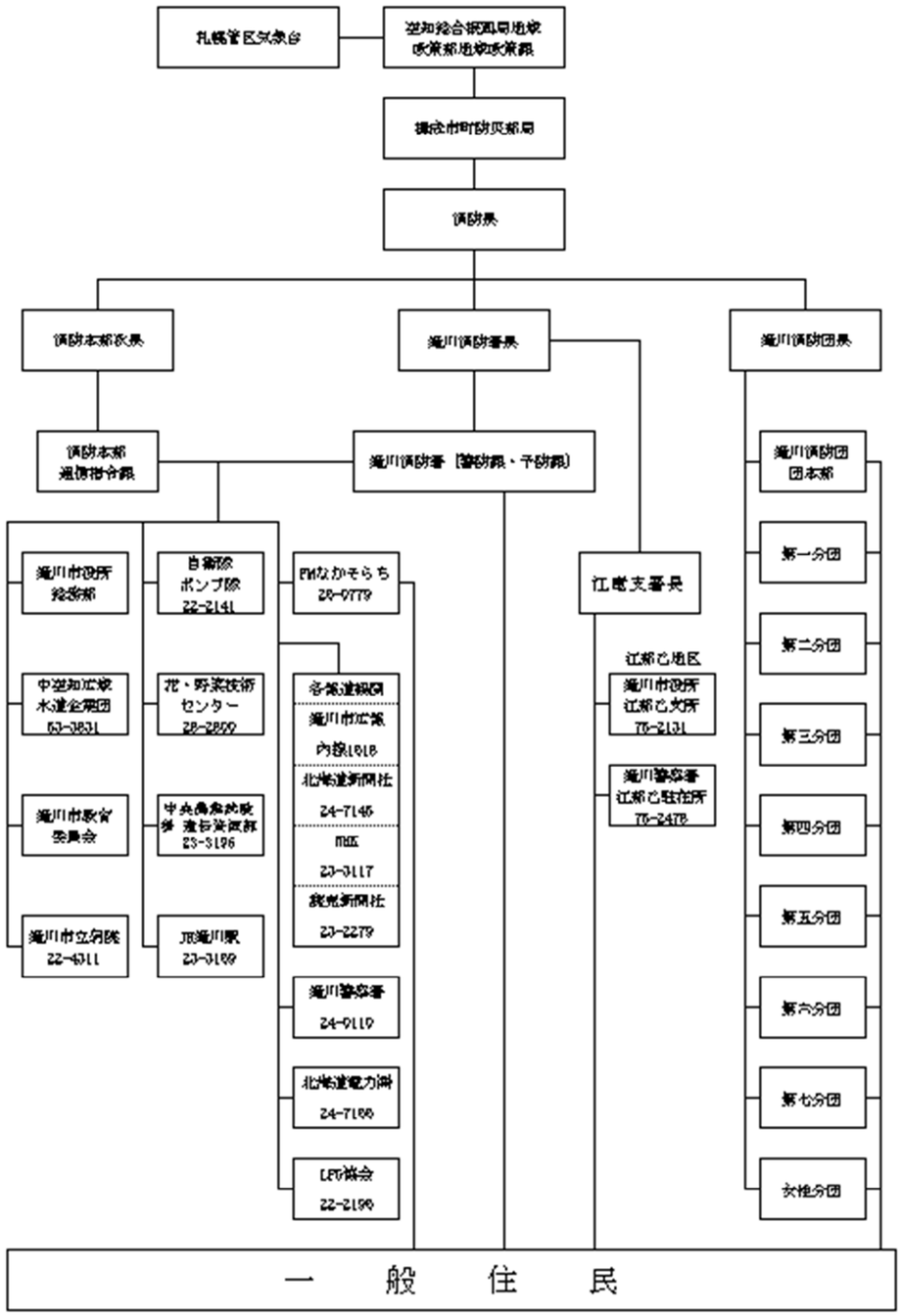

資料-23

29		大規模災害時における相互応援協定	H25.2.15	八幡平市	応急対策及び復旧対策に必要な職員の派遣並びに資機材、食料、飲料水及びその他の生活物資等の提供等
30		大規模災害時等の連携に関する協定	H25.9.27	陸上自衛隊第 11 旅団第 10 普通科連隊	応急対策に係る連携等
31		北海道地方における災害時の応援に関する申合せ	H22.5.28	北海道開発局	大規模自然災害発生直後の緊急対応等
32		災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定及び実施細目	H20.6.12	北海道及び道内市町村	災害時の相互応援 北海道、北海道市長会、北海道町村会の三者による協定（市町村は市長会、町村会へ締結委任）
33		災害時の応援に関する協定	H26.3.28	財務省北海道財務局、北海道及び道内市町村	災害時の応援 財務省北海総財務局、北海道、北海道市長会、北海道町村会の四者による協定（市町村は市長会、町村会へ締結委任）

（略）

第５章　災害応急対策計画

（略）

第２節　動員計画

（略）

１（略）

２（略）

３（略）

４（略）

５　消防機関に対する伝達

本部が設置された場合、その配備体制についての消防機関への伝達は、次の伝達系統により行うものとする。

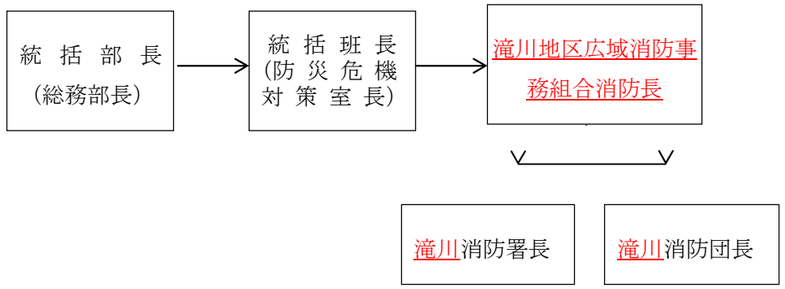

６（略）

（略）

第９節　医療救護計画

（略）

参考　医療機関等の状況

　救急指定病院　（略）

その他の病院・医院

医　療　機　関　名	所　　在　　地	診　療　科　目	電話番号	病床数（床）
えべおつファミリークリニック	江部乙町東 12 丁目 1 番 18 号	内、小、整、麻	75－5500	－
男澤医院	朝日町西 2 丁目 1 番 5 号	内、小、消	23－3183	－
神部ペインクリニック・内科病院	栄町 3 丁目 2 番 6 号	外、麻、整、内、泌、ペインクリニック内科	22－2021	43
近藤医院	本町 2 丁目 3 番 23 号	眼	23－2848	10
そらち乳腺・肛門外科クリニック	明神町 4 丁目 10 番 8 号	乳腺、肛、整、外、麻	22－4568	15
佐藤医院	一の坂町東 2 丁目 1 番 1 号	内、消、精、リハ、心内	23－3255	19
佐藤病院	泉町 135 番地 15	内、消、精、リハ、心内	24－0111	180
しのじま皮ふ科	緑町 1 丁目 7 番 2 号	皮	22－4112	－
どうちん内科消化器科	栄町 2 丁目 5 番 13 号	内、消	23－1818	－
石田クリニック	有明町 2 丁目 4 番 45 号	透析、循、アレ、腎内	24－2125	－
鈴木内科クリニック	黄金町西 3 丁目 1 番 30 号	内、小、糖尿・代謝	23－2753	－

医　療　機　関　名	所　　在　　地	診　療　科　目	電話番号	病床数（床）
武田医院	本町１丁目２番18号	内、小	23－2039	－
柳第四歯科医院	大町２丁目１番２号	歯、矯歯、小歯、口外	22－1751	－
武内歯科医院	大町２丁目１番23号	歯	23－3525	－
滝川歯科医院	明神町１丁目５番35号	歯、矯歯、小歯、口外	23－5888	－
スマイル歯科	本町２丁目４番25号	歯	74－5028	－
あい歯科クリニック	東町３丁目１番29号	歯、口外	22－8500	－
杉村歯科医院	栄町１丁目７番26号	歯	24－1354	－
アヒコ歯科医院	一の坂町東３丁目３番９号	歯	24－8711	－
西尾歯科医院	栄町２丁目３番4-301号	歯	23－4816	－
橋本歯科医院	西町２丁目３番23号	歯	23－5566	－
滝川市特別養護老人ホーム緑寿園医務室	江部乙町東12丁目13番16号	内	75－2101	－
陸上自衛隊滝川駐屯地医務室	泉町236番地	内、外、歯	22－2141（内線331）	－
渋谷歯科医院	二の坂町東２丁目１番１号	歯、矯歯	22－1737	－
フジタ歯科医院	朝日町東４丁目１番４号	歯、矯歯	24－8211	－
安岡歯科医院	明神町４丁目２番36号	歯	22－0285	－
みなみ歯科医院	西町５丁目３番38号	歯、矯歯、子歯	24－3734	－
コスモデンタルクリニック	大町３丁目４番16号	歯、小歯、矯歯	23－3630	－

医　療　機　関　名	所　　在　　地	診　療　科　目	電話番号	病床数（床）
たきかわ産科婦人科クリニック	本町２丁目５番 18 号	産婦	23－3039	14
文屋内科消化器科医院	空知町２丁目４番 10 号	内、消	23－5195	－
滝川栄町眼科	栄町２丁目９番３号	眼	23－8600	－
久保会医院	本町１丁目４番 24 号	内、消、放	22－3363	二
滝川中央病院	朝日町東２丁目１番５号	内、精、神、歯	22－4344	297
若葉台病院	江部乙町東 12 丁目 1452 番地１	内、呼、循、歯	75－2266	204
北海道空知総合振興局滝川地域保健室	緑町２丁目３番 31 号	内科	24－6201	－
滝川市保健センター	明神町１丁目５番 32 号	内、小、歯	24－5256	－
はらおか歯科医院	花月町１丁目９番 10 号	歯、小歯、矯歯	22－5678	－
塚本歯科医院	栄町４丁目４番 22 号	歯、小歯、矯歯、口外	23－2508	－
みやこし歯科医院	江部乙町東 12 丁目１番４号	歯、小歯、矯歯、口外	75－5330	－
啓南歯科医院	中島町４丁目１番１号	歯	24－1020	－
なかむらファミリー歯科	滝の川町東３丁目 1147 番地７	歯、矯歯、小歯	26－2282	－
扇町歯科医院	扇町３丁目１番７号	歯	24－3300	－
あさひ歯科クリニック	朝日町西１丁目６番１号	歯、矯歯、小歯	22－0033	－
河村歯科	幸町４丁目５番 19 号	歯	74-6332	

（略）

	第 20 節　災害警備計画 １（略） ２（略） ３　災害警備 （１）（略） （２）（略） （３）（略） （４）（略） （５）（略） （６）（略） （７）（略） （８）災害時における交通規制 　ア　北海道公安委員会（滝川警察署） （ア）災害が発生し、又は正に発生しようとしている場合において、道路（高速道路を含む。）における危険を防止し、交通の安全と円滑化を図るため必要があると認めるとき、又は災害応急対策上緊急輸送を行うため必要があると認められるときは、区域及び道路の区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限する。 第２３節　災害ボランティアとの連携計画 　大規模な災害が発生したときに、災害応急対策を迅速かつ的確に実施する上で必要な人員を確保するための社会福祉法人滝川市社会福祉協議会（以下、滝川市社会福祉協議会と言う。）、奉仕団及び各種ボランティア団体等との連携については、この計画の定めるところによる。 １　行政とボランティアの役割 　ボランティアの自主性と主体性を尊重しながら、行政とボランティアとの役割分担を明確にし平常時から連携・協力関係の確立に努めるものとする。 ２　ボランティア団体等の協力 　災害時において、市は災害ボランティアの活動調整等を実施する組織の設置が必要と認めたときは、「滝川市災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定」に基づき、滝川市社会福祉協議会と協議のうえ、適切な時期に災害ボランティアセンターを設置し、滝川市社会福祉協議会がその運営に携わるものとする。 ３　ボランティアの受入れ 　市及び滝川市社会福祉協議会は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受入れ、調整等その受入れ体制を確保するよう努める。 　また、ボランティアの受入に当たっては、高齢者や障がい者等への支援や、外国人とのコミュニケーション等、ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動の拠点を提供するなど、その活動が円滑に行われるよう必要な支援に努めるものとする。 　なお、ボランティアの受入れ及び連絡調整は、派遣部市民対策班が行うものとし、滝川市災害ボランティアセンターが設置時は、連絡調整員を派遣するものとする。	

	4　ボランティア団体等の活動 　ボランティア団体等に依頼する活動の内容は、主として次のとおりとする。 （1）災害ボランティアの受け入れ及び活動指示に関すること。 （2）その他、災害ボランティア活動を支援するために必要な業務 5　ボランティア活動の環境整備 　市及び滝川市社会福祉協議会は、ボランティア活動の必要性や役割等についての共通理解のもと、平常時から相互に連携し、関係機関・団体とのネットワークを構築するとともに、ボランティア活動に関する住民への受援・支援等の普及啓発を行う。 　また、災害時において、市及び滝川市社会福祉協議会はボランティア活動が迅速かつ的確に行われるよ、災害ボランティアセンターの円滑な運営に努めるものとする。	

	第６章　地震災害対策計画 （略） 第２節　滝川市付近の断層帯 １　（略） ２　（略） ３　（略） ４　今後に向けて 〇平成 20 年３月 25 日地震調査研究推進本部地震調査委員会公表 （略） 〇平成25年12月10日日地震調査研究推進本部地震調査委員会公表 増毛山地東縁断層帯・沼田－砂川付近の断層帯については、平成15 年７月14 日に評価を公表しているが、その後、地震調査研究推進本部は、「今後の重点的調査観測について（－活断層で発生する地震及び海溝型地震を対象とした重点的調査観測、活断層の今後の基盤的調査観測の進め方－）」（平成17 年８月30 日）の中で、基盤的調査観測としての活断層調査の追加的または補完的な調査の必要性、候補となる断層の考え方を示した。 増毛山地東縁断層帯は補完調査の候補となる断層の一つとして示されている。 このことから、平成20 年度に文部科学省からの委託で、北海道立地質研究所・産業技術総合研究所による補完調査が実施された。地震調査委員会では、この調査結果に基づいて標記断層帯の評価について審議したが、これまでの長期評価を見直すべき新たな知見は得られていないと判断し、評価の改訂は行わないこととした。 なお、審議の結果については新たに追補としてとりまとめた。 **増毛山地東縁断層帯・沼田－砂川付近の断層帯の評価（追補：その２）** 北海道立地質研究所・産業技術総合研究所（2009）は、増毛山地東縁断層帯の過去の活動を確認するため、雨竜地区及び浦臼地区において地形・地質調査を実施し、断層の活動時期及び平均変位速度等を報告した（別図）。雨竜地区では、トレンチ、群列ボーリング調査において、明瞭な断層が確認されず、累進的な活動の可能性が示唆されたものの、活動時期は特定されなかった。一方、浦臼地区での群列ボーリング調査では、撓曲崖（とうきょくがい）とされた崖の地下には断層を示す地質構造は認められず、１万年前以後に活動した可能性は低いとした。 しかしながら、浦臼地区での調査結果は１万年前以後の活動を否定する根拠にはならない。 また、新たに報告された平均変位速度は、従来の評価（１ｍ／千年以下）を覆すものではない。 そのため、増毛山地東縁断層帯の長期評価を見直すべき知見は得られていないと判断した。 本断層帯の位置、性状や活動履歴、地下構造、南西方に位置する当別断層との関係については依然として解明が進んでいない。深部地下構造や広域の変動地形にも留意して、さらなる調査が望まれる。	

第３節　滝川市の社会的情勢

（略）

資料

滝川市の社会的情勢

項目＼年	平成２年	平成７年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
人口（人）	49,591	48,425	46,861	45,798	43,170	41,192
世帯数（世帯）	17,771	18,483	18,768	21,093	18,947	18,651
電話設置台数（台・住宅用）	21,087 15,441	23,070 17,094	18,584 15,004	17,990 15,165	13,251 11,311	9,640 8,400
総需用電力量（千ｋＷＨ）	138,100	168,838	195,028	198,526	204,505	177,359
水道普及率（%）	96.3	98.4	98.5	98.2	98.0	97.9
給水人口（人）	47,539	47,235	46,185	44,408	42,430	40,390
都市ガス需用家普及率（%）	50.2	53.6	55.9	57.1	56.1	52.6
自動車台数（台）	25,059	28,837	30,849	31,667	30,457	30,434

（略）

	資料編	

22	業務支援	災害等の発生時における滝川市と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定	H22.6.30	北海道エルピーガス災害対策協議会	被災場所におけるLPガスの被害状況及び復旧状況の情報提供、応急措置及び復旧工事などの協定
23		災害時における対策業務についての協定	H24.11.30	滝川環境維持管理協同組合	被害調査や早期復旧を図るため情報の連絡網の構築、協力実施体制の構築、資機材保有状況の報告、施設の被害状況の把握に係る業務対応、災害応急対策に係る業務などの協力協定
24		災害時における物資の緊急・救援輸送等に関する協定	H26.8.6	札幌地区トラック協会滝川支部	災害復旧資材及び救援物資等の輸送に関し、円滑に行う 体制の確保
25		災害時協力協定	H26.12.3	(一財)北海道電気保安協会	災害等による大規模停電時等における避難所等の発電機接続、復旧時通電前の施設点検等
26		災害時及び防災活動に関する協力協定	H27.8.19	一般財団法人滝川青年会議所	災害時における給水、炊き出し、救護活動、避難所の開設・運営等への協力と平時からの情報共有、訓練への参加協力等
27		災害時の物資輸送・物資拠点及び高齢者・障がい者、不法投棄、道路施設の異常等に関する包括連携協力協定	H28.12.1	ヤマト運輸㈱北海道支社道北主管支店	災害時の物資輸送・物資拠点及び高齢者・障がい者、不法投棄、道路施設の異常等に関する包括連携協力協定
28		災害時の航空機運航協力に関する協定書	H29.10.1	公益社団法人滝川スカイスポーツ振興協会	航空機を用いた災害情報収集の協定
29		災害時における緊急輸送等に関する協定	H30.2.23	北星交通株式会社	災害時の要配慮者等の輸送業務
30		無人航空機による災害時等支援協力に関する協定	H31.1.30	滝川測量設計　株式会社	災害時に無人航空機を用いた災害対応及び人命救助に必要な情報収集
31		滝川市災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定	H31.1.30	社会福祉法人滝川市社会福祉協議会	滝川市災害ボランティアセンターの設置運営
32		災害時における緊急輸送等に関する協定	H31.2.15	株式会社三星	災害時の要配慮者等の輸送業務
33		滝川市と株式会社ICUとの地域連携協定	H31.1.24	株式会社ICU	飲料水の提供及び太陽光発電装置からの電源供給
34	機器調達	災害時における機器の調達に関する協定	H19.3.29	㈱カナモト滝川営業所	仮設トイレ、移動式暖房機、発電機及びカナモトが所有する建設機械等
35		災害時における機器の調達に関する協定	H24.11.27	㈱共成レンテム	仮設トイレ、移動式暖房機、発電機及び共成レンテムが所有する建設機械等
36	避難所提供等	災害時における協力体制に関する協定	H22.9.16	國學院大學北海道短期大学部	市民及び在勤者等の安全確保や生活復興等災害対策を迅速に推進するための甲乙の協力体制を整備する協定
37		災害時における避難所としての施設利用に関する協定	H24.3.30	北海道立総合研究機構花・野菜技術センター	避難所として利用できる施設を提供する協定
38		災害時における避難所等施設利用に関する協定	H24.11.1	北海道電力株式会社	滝川テクニカルセンターの一部を避難所等として利用する協定
39		災害時における避難所としての施設利用に関する協定	H24.12.3	㈱滝川スポーツクラブ	温水プールの一部を避難所等として利用する協定
40		福祉避難所の指定に関する協定	H27.3.27	㈱北星	災害時の福祉避難所の設置運営に関する協定
41		福祉避難所の指定に関する協定	H27.6.16	社会福祉法人滝川市社会福祉事業団	災害時の福祉避難所の設置運営に関する協定
42		福祉避難所の指定に関する協定	H29.5.29	社会福祉法人滝川ほほえみ会	災害時の福祉避難所の設置運営に関する協定
43	自治体間等	大規模災害時における友好親善都市間の相互応援協定	H24.7.18	名護市	応急対策及び復旧対策に必要な職員の派遣並びに資機材、食料、飲料水及びその他の生活物資等の提供等
44		大規模災害時における友好親善都市間の相互応援協定	H24.11.9	栃木市	応急対策及び復旧対策に必要な職員の派遣並びに資機材、食料、飲料水及びその他の生活物資等の提供等
45		大規模災害時における相互応援協定	H25.2.15	八幡平市	応急対策及び復旧対策に必要な職員の派遣並びに資機材、食料、飲料水及びその他の生活物資等の提供等
46		大規模災害時等の連携に関する協定	H25.9.27	陸上自衛隊第11旅団第10普通科連隊	応急対策に係る連携等
47		北海道地方における災害時の応援に関する申合せ	H22.5.28	北海道開発局	大規模自然災害発生直後の緊急対応等
48		災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定及び実施細目	H27.3.31	北海道及び道内市町村	災害時の相互応援 北海道、北海道市長会、北海道町村会の三者による協定(市町村は市長会、町村会へ締結委任)
49		災害時の応援に関する協定	H26.3.28	財務省北海道財務局、北海道及び道内市町村	災害時の応援 財務省北海総財務局、北海道、北海道市長会、北海道町村会の四者による協定(市町村は市長会、町村会へ締結委任)
50		中空知5市5町防災に関する協定	H28.7.5	芦別市、赤平市、砂川市、歌志内市、奈井江町、上砂川町、浦臼町、新十津川町、雨竜町	平常時における相互協力および災害時における相互応援
51		滝川市における台風等風水害に備えた事前防災行動計画(タイムライン)の連携に関する協定	H28.8.3	北海道開発局札幌開発建設部、札幌管区気象台	タイムラインの円滑な実施のための連携